

議案第 1 1 号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 1 3 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 2 月 2 8 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第11号

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「23, 100円」を「26, 100円」に改め、同条第3号中「30, 000円」を「33, 900円」に改め、同条第4号中「46, 200円」を「52, 200円」に改め、同条第5号中「55, 400円」を「62, 600円」に、「又は第7号イ」を「、第7号イ又は第8号イ」に改め、同条第6号中「57, 700円」を「65, 200円」に、「200万円」を「190万円」に、「又は次号イ」を「、次号イ又は第8号イ」に改め、同条第7号中「69, 300円」を「78, 300円」に、「200万円」を「190万円」に改め、「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同条第8号中「80, 800円」を「96, 500円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 91, 300円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第3項中「第6号イ若しくは第7号イ」を「第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」に、「第7号まで」を「第8号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の愛西市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条及び次条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、31,300円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、44,300円とする。